

瀬戸市訓令第9号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年12月27日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第5条、第6条関係） 1 市長直轄組織					別表第2（第5条、第6条関係） 1 市長直轄組織				
主務課の区分	決裁区分 専決事項	主務 部長	主務課長	備考	主務課の区分	決裁区分 専決事項	主務 部長	主務課長	備考
<省略>					<省略>				
まちづくり協働課	<省略>		<省略>		まちづくり協働課	<省略>		<省略>	
	西部コミュニティセンター		<省略>			西部コミュニティセンター		<省略>	
	<省略>		<省略>			勤労青少年ホーム		①施設等の利用許可 ②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ③利用の制限 ④施設等の維持管理	
<省略>					<省略>				
2から8まで <省略>					2から8まで <省略>				

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。